

【参考】生活サポートセンターの運営に関する補助金についてのご案内

大東市では、地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体による訪問型サービスB(以下、生活サポート事業という。)を市内で実施する団体に生活サポートセンターの運営に関して下記のとおり補助を行っています。

1. 補助対象

本市内において、生活サポート事業を実施する社会福祉法人、地縁団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他公共の利益を目的とした団体(指定介護保険事業者を除く。)のうち、当該事業を適正に遂行できる能力を有していると市長が認める団体であって、訪問型サービスBの利用者に対するサービスの提供数が1年度において500件以上のものとする。

2. 補助金の額

対象経費の実支出額とし、利用者に対するサービスの提供数が1年度において、3,000件以上の場合にあつては、9,700,000円を上限額とし、3,000件未満の場合にあつては、3,000,000円を上限額とする。

3. 補助金の申請

この補助金を受けようとする団体は、令和8年3月25日から令和9年3月31日までに交付申込書に必要な書類を添えて、高齢介護室高齢支援グループまで申請してください。

【申請に必要な書類】

- (1) 交付申込書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(任意の様式)
- (3) 収支予算書(任意の様式)
- (4) 団体の概要が分かる資料(定款、寄付行為、規則又は規約、役員名簿、パンフレット等)

4. 連絡先

大東市保健医療部高齢介護室高齢支援グループ

TEL : 072-870-0513(直通)

MAIL : koureisien@city.daito.lg.jp